



NO. 129 (通号 220 号)
平成30年12月号

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

冬場に増加！衣類・履物の詐欺・模倣品サイトに注意してください

《相談内容》

インターネット通販サイトで、コートやブーツを購入した。サイトに掲載されていた写真では、可愛くて質も良さそうだったため、クレジットカード決済で購入した。しかし、実際に届いた商品を見てみると写真とは全く異なる粗悪品だった。返品しようと思い事業者にもメールをしたが返信がなく、電話で問い合わせると外国語のメッセージが流れてきて何を言っているのか分からない。(20歳代 女性)



《アドバイス》

カード会社へ事情を伝えて、調査依頼をお願いするよう伝えました。また、事業者にもカード情報を悪用されないために、念のためカード番号を変更するよう助言しました。

こうしたトラブルは、相手方が海外の悪質事業者である場合が多く、被害回復が困難なことも多いため、トラブルを未然に防止することが重要です。詐欺・模倣品サイトかどうかを完全に見分けることは困難ですが、以下のチェックポイントを参考にするようにしましょう。当該サイトに関するトラブル情報がインターネット上にないかどうか、確認しましょう。

☑サイト上の表記

日本語の字体や表現に不自然なところや、サイトのURLの表記におかしいところ(ブランドの正式な英語表記とは少し異なる部分がある等)はないかを確認しましょう。

☑事業者情報・支払方法・価格等

事業者の住所の記載がない、記載はあっても場所がおかしい、事業者への連絡方法が「問い合わせフォーム」や「フリーメール」だけになっている、支払方法が銀行振込のみになっている等、あやしい箇所はないか確認しましょう。価格が大幅に値下げされている場合も、粗悪品であるおそれがあるため安易に購入しないようにしましょう。

生活情報ファイル

家電は正しく処分しましょう

「家電4品目」(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、「家電リサイクル法」(正式名称:特定家庭用機器再商品化法)によって処分方法が決められていることをご存知ですか? 廃棄物を減らし、資源を有効活用するために、これらの家電は正しく処分しましょう。

①回収方法を確認する

購入した電気店に引き取りを依頼する、お住まいの市区町村に依頼する、指定引取場所に直接持ち込む等の方法があります。

②回収してもらう

引き取りを依頼した場合、「家電リサイクル券」に必要事項を記入し、引き渡し時にその控えを受けとります。この控えを用いて、リサイクル状況を確認することができます。

「無料」での回収をうたう事業者の中には、必要な許可を受けておらず、不法投棄を行うものがあります。また、初めは「無料」と言っていたのに、後で高額な請求をされたというトラブルも発生しています。あやしいと感じたら利用しないようにしましょう。

試してみよう、消費者力！第9回（平成30年度）

Q. 貸金業法について述べた次の文のうち、適切なものを選びなさい。

- 1 複数ではなく1社からの借り入れであれば借り入れ金額に制限はない。
- 2 銀行や信用金庫など金融機関から借り入れられる総額が決められている。
- 3 専業主婦の場合は貸金業者から借り入れができない。
- 4 クレジットカードで現金を借りる場合も総量規制の対象になる。

【第14回消費者力検定（平成29年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

「簡単に稼げる」等とうたう“情報商材”を購入する前に

情報商材とは？

副業や投資、ギャンブルで高額収入を得るためのノウハウ等と称して、インターネット通信販売等で販売されている情報のことです。インターネット上でのダウンロード形式や、冊子・DVDの形で販売されるものがあります。

トラブル事例

- 「1日数分の作業で月に数百万円稼げる」という広告をSNSで見えて申し込んだが、届いた教材の内容が説明と異なるうえに儲からない。
- 「誰でも簡単に稼げる」という広告メールが届き、安価だったため契約した。その後「サポート体制があるうえ、途中でやめても返金できる」とさらに高額なコースを強く勧められて契約したが、実際には約束のサポートがなく、返金も拒否された。

情報商材を購入する前に...

儲かることばかりが強調されたものの、実際には説明された内容と異なっていたというトラブルや、いったん契約すると言葉巧みに次々と高額な契約を勧められて、断りきれず購入したというトラブルが数多く起こっています。

- 少しでもあやしいと感じたら、安易に事業者連絡しないようにしましょう
- 事業者からの説明に不安があれば、きっぱりと契約を断りましょう
- クレジットの高額決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう
- 不安に思ったりトラブルに遭ったりした際は、すぐにお近くの消費生活相談窓口
に連絡してください（局番なしの188番）

「試してみよう、消費者力！第9回」解答と解説⇒借り過ぎや貸し過ぎを防ぐために、1社であっても年収の1/3を超える額の貸付を原則禁止している。貸金業者以外の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫は総量規制の対象外となる。専業主婦は配偶者の年収を証明する書類と同意書があれば借り入れができる。クレジットカードでの買物は総量規制の対象にはならないが、クレジットカードでの現金の借り入れ（キャッシング）は貸金業法の対象になる。（正解ー4）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 Tel 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)○階 Tel 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ(A4判)としても使用できます。